

## 日本文理大学における障害者差別解消法に係る体制整備について

### 【日本文理大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する受け入れ姿勢・方針】

日本文理大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に伴い、障害のある大学進学希望者や障害のある本学在学生の修学機会を確保するため、学生本人の意思表示をもとに要望内容を確認し、配慮内容等の調整を本学の施設・設備や人的支援体制等を勘案した上で行い、障害のある学生への支援を実施することとする。

### 【相談窓口】

障害のある大学進学希望者や障害のある在学生の本人の意思表示をもとに要望内容を確認し、配慮内容等の調整を行うため、本学の受験を希望する者及び在学生の相談窓口として、下記の窓口を設置する。

#### ■ 本学の受験を希望する者の場合

本学の受験を希望する者で、受験する際に配慮を希望する者は、入試担当窓口へ問い合わせを行う。配慮を希望する本人の要望を確認したうえで、配慮内容の調整を行う。

学生 1 部 入試担当窓口 TEL : 0 9 7 - 5 2 4 - 2 7 0 8

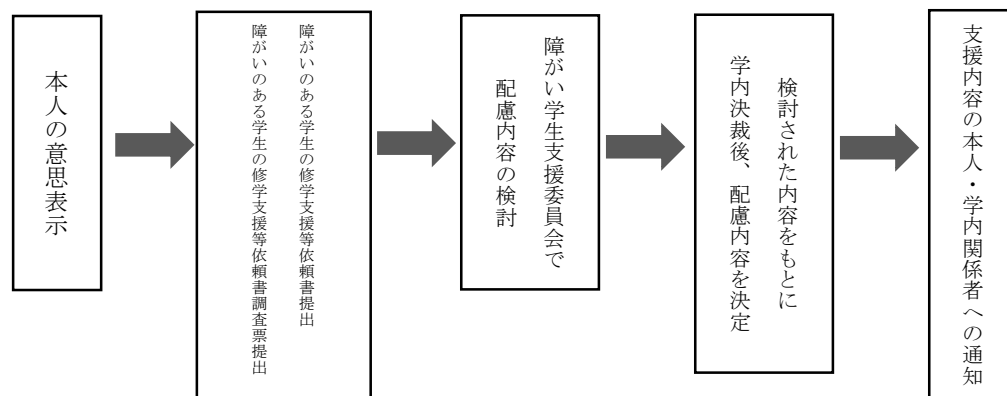
※これまでの対応事例を踏まえ、オープンキャンパスや進学ガイダンス等で説明を行い、入学する場合は、配慮内容の調整を行う。

#### ■ 在学生の場合

本学の在学生で、講義の受講や学内の学生生活等で配慮を希望する者は、学生支援担当窓口へ問い合わせを行う。配慮を希望する本人の要望を確認したうえで、配慮内容の調整を行う。

学生 2 部 学生支援担当窓口 TEL : 0 9 7 - 5 2 4 - 2 7 0 6

### < 配慮内容等の基本的な流れ >



※なお、配慮内容決定後、配慮内容が異なるなどが発生した場合は、大学総務担当へ相談し、状況を確認したうえで改善を図るものとする。

以上